

平成 28 年 司法書士本試験

本試験〈詳細〉分析会

講師レジュメ

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

講師レジュメ①・午前択一

辰巳専任講師 松本 雅典 講師

1 形式

1. 組合せ問題・単純正誤問題・個数問題

		憲法	民法	刑法	会社法 (商法)※	合計
組合せ	H28	3	16	3	6	28
	H27	2	18	3	9	32
	H26	2	15	3	9	29
	H25	3	16	2	9	30
	H24	2	13	2	9	26
単純 正誤	H28		4		1	5
	H27	1				1
	H26	1				1
	H25		2			2
	H24	1	5			6
個数	H28				2	2
	H27		2			2
	H26		5			5
	H25		2	1		3
	H24		2	1		3

※会社法（商法）は、平成18年度～平成27年度は、平成21年度第27問（単純正誤問題）を除き、組合せ問題のみだった。

2. 知識問題・学説問題

		憲法	民法	刑法	会社法 (商法)	合計
知識	H28	3	20	3	9	35
	H27	3	20	3	9	35
	H26	3	19	3	8	33
	H25	2	19	3	8	32
	H24	2	20	3	9	34
学説	H28					0
	H27					0
	H26		1		1	2
	H25	1	1		1	3
	H24	1				1

2 平成 28 年度本試験午前択一（肢別分析表）

※「正答率」は、辰巳法律研究所の Web 択一再現（7 月 7 日〔木〕時点）に基づくものです。

※「Rank」は、以下の 3 つに分けています。

- ・ A : 70%以上
- ・ B : 70%未満～40%以上
- ・ C : 40%未満

		憲法	民法	刑法	会社法 (商法)	合計
H28	A	1	15	2	2	20
	B	2	3	1	3	11
	C		2		4	4
H27 (参考)	A	3	18	3	6	30
	B		2		2	4
	C				1	1

※「T」はテキストまたは過去問にある肢です。テキストのページ数は、平成 28 年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座の『Realistic Text』等のものです。過去問は、辰巳法律研究所の『択一過去問本』（平成の過去問・昭和の一部の過去問）のうち、松本が不要であると判断したものを除いたものです。

※「(過)X」のマークをつけている問題：過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2 択や 3 択までいくものも含む）

※「(テ) (過)X」のマークをつけている問題：テキスト・過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2 択や 3 択までいくものも含む）

※過去問のうち「()」としているものは、その過去問知識だけで解けるわけではないが、「一部の知識が重なっている」または「関連している過去問」です。

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第1問	ア	87.9%	A	T	P56	27-1-エ
	イ			T	P59	
	ウ			T	P60	
	エ					
	オ			T	P58	
第2問 ㊦ ㊧ ×	ア	46.0%	B			
	イ					
	ウ					
	エ					
	オ					
第3問 ㊧ ×	ア	67.0%	B	T	P156	19-2-イ
	イ			T	P162	16-1-イ, 15-3-2
	ウ			T	P144	15-3-1
	エ					
	オ			T	P161	(20-2-ア, 15-3-3)
第4問 ㊦ ㊧ ×	1	31.0%	C	T	I・P31	
	2			T	II・P31	
	3					
	4					
	5					
第5問	ア	91.9%	A	T	I・P93	9-3-1, 7-4-ウ
	イ			T	I・P94	9-3-3, 7-4-ア, 4-7-ウ
	ウ			T	I・P97	23-6-エ, 21-23-エ, 20-6-イ, 13-3-オ
	エ			T	I・P96	20-6-ウ, 13-3-ウ, 8-3-1
	オ					
第6問 ㊧ ×	ア	27.8%	C	T	II・P181	(23-17-ア)
	イ			T	II・P136	4-6-5
	ウ			T	I・P133	11-2-イ, 5-3-エ, 61-4-1
	エ					
	オ					

第7問	ア	91.9%	A	T	I・P160, 159	7-16-ア, 2-2-ア
	イ			T	I・P161	24-7-ウ, 17-8-ウ, 16-11-イ
	ウ			T	II・P240	23-12-イ
	エ			T	II・163	24-7-ア, 16-11-ア, 62-9-5
	オ			T	I・P157, 162	
第8問 Ⓢ ×	ア	83.5%	A	T	I・P181	7-10
	イ			T	I・P181	
	ウ			T	I・P178	13-7-エ
	エ					
	オ			T	I・P182	
第9問 Ⓢ ×	ア	87.1%	A	T	I・P194	(63-15-5)
	イ			T	I・P197	(23-8-ウ, 22-8-イ, 16-13-エ)
	ウ			T	I・P195 (199)	
	エ				(I・P193)	
	オ			T	I・P193 (194)	22-8-ア
第10問 Ⓢ ×	1	77.8%	A	T	I・P233	(18-13-オ, 11-12-イ)
	2			T	I・P234	(11-12-オ)
	3			T	I・P234	24-10-ア, 3-11-5
	4			T	I・P242	26-10-ウ, 2-17-1, 午後25-22-オ, 午後18-17-ア
	5			T	I・P234	
第11問 Ⓢ ×	ア	67.3%	B	T	I・P259, 先取 特権レジュメ	
	イ					
	ウ			T	I・P263	16-14-エ
	エ			T	I・P263	
	オ			T	I・P259, 先取 特権レジュメ	19-9-1
第12問	ア	88.3%	A	T	I・P316	9-12-オ
	イ			T	I・P315	20-14-ア, 17-14-オ(1-5-4)
	ウ			T	I・P290	23-13-ウ, 19-15
	エ			T	I・P280	18-16-ア, 21 記述
	オ			T	I・P293	24-13-オ

第13問	ア	90.3%	A	T	I・P303	25-14-エ, 17-15-ア, 12-16-4, 1-11-イ
	イ			T	I・P303	25-14-オ, 23-14-ア, 16-16-ア
	ウ			T	I・P308	26-13-ア, 21-14-ウ, 17-15-ウ, 12-16-3
	エ			T	I・P304	23-14-ウ, 21-14-オ
	オ			T	I・P310	23-14-オ, 17-15-エ, 12-16-5, 6-13-ア
第14問 ⓪ ×	ア	41.5%	B	T	I・P329	13-13-ア
	イ			T	I・P332	(13-13ウ)
	ウ			T	I・P331	24-14, 8-13-3
	エ					
	オ					
第15問 ⓪ ×	ア	60.1%	B			
	イ			T	I・P347	24-15-ウ
	ウ					
	エ			T	出題予想会レ ジュメ・譲渡担 保権の判例④, II・P211	
	オ					
第16問 ⓪ ×	ア	92.3%	A	T	II・P16	15-17-ア, 4-1-5
	イ			T	II・P9	60-3-2
	ウ					
	エ			T	II・P16	(19-4-エ) 15-17-イ
	オ			T	II・P149	
第17問 ⓪ ×	ア	73.4%	A	T	II・P48, 67	連帯債務: 21-16-オ, 19-19-ウ, 6-1-ア, 4-4-イ 連帯保証: (24-6-エ, 19-19- イ, 13-15-ア, 10- 7-ウ, 1-2-3)
	イ			T	II・P51, 72	連帯債務: 6-1-ウ, 1-14-5 連帯保証: 6-1-ウ

	ウ			T	Ⅱ・P50, 72	
	エ			T	Ⅱ・P52, 72	連帯債務：(25-16-イ) 3-22-エ
	オ			T	Ⅱ・P56, 70	連帯保証：7-6-イ
第18問	ア	85.9%	A	T	Ⅱ・P204	6-16-4, 3-11-3, 午後23-17-ア
	イ			T	Ⅱ・P206	10-6-ア
	ウ			T	Ⅱ・P206	10-6-ア
	エ			T	Ⅱ・P206	20-9-ウ, 8-9-ア
	オ			T	Ⅱ・P222	(18-19-オ)
第19問	ア	81.9%	A	T	Ⅱ・P125	24-16-5
	イ					
	ウ			T	Ⅱ・P260	
	エ			T	Ⅱ・P261	13-14-イ
	オ					
第20問	1	94.4%	A	T	Ⅱ・P301	4-21-ウ
	2			T	Ⅱ・P298	
	3			T	Ⅱ・P298	24-21-ア, 21-21-ア, 16-21-イ
	4			T	Ⅱ・P298	24-21-オ, 18-21-オ
	5			T	Ⅱ・P220	
第21問 ㊦ ㊧ ㊨ ×	ア	92.3%	A	T	Ⅱ・P330	19-21-オ, 6-21-イ
	イ			T	Ⅱ・P335	12-22-ウ, 6-21-オ
	ウ					
	エ					
	オ					
第22問	1	89.9%	A	T	I・P169	
	2			T	I・P168	25-7-ウ, 17-8-オ, 13-6-3, 10-13, 9-10-3, 6-18-オ, 4-14-ウ
	3			T	I・P169	25-7-ア, 17-8-エ, 6-18-ア, 4-14-イ
	4			T	Ⅱ・P392	25-7-イ, 18-24-オ
	5			T	I・P167	17-24-ア, 14-6-オ, 13-6-1, 9-10-1, 4-14-ア

第23問	ア	86.7%	A	T	Ⅱ・P401	25-23-エ
	イ			T	Ⅱ・P402	16-22-4, 12-21-エ
	ウ			T	Ⅱ・P399	
	エ			T	Ⅱ・P398	2-21-4
	オ			T	Ⅱ・P398	20-24-エ, 10-20-イ
第24問	ア	65.3%	B	T	P15	22-24-ウ, 62-24-1
	イ					
	ウ			T	P34	24-24-エ
	エ			T	P15	
	オ			T	P15	
第25問	ア	74.2%	A	T	P144	26-26-ア
	イ			T	P130	19-26-イ
	ウ				(P122)	
	エ			T	P118	
	オ			T	P128	19-26-オ
第26問 ⑥ ×	ア	74.2%	A	T	P207	
	イ			T	P206	6-23-オ
	ウ			T	P206	6-23-ウ
	エ			T	P209	3-25-オ
	オ			T	P207	6-23-エ
第27問 ⑥ ×	ア	83.9%	A	T	I・P53～54・ 56	(22-27-ウ, 午後27-28-エ, 午後19-29-イ) 61-35-3
	イ			T	I・P70	
	ウ			T	I・P53～54	
	エ			T	I・P93	
	オ			T	Ⅱ・P37	(6-30-ア)
第28問 ⑦ ⑥ ×	ア	57.3%	B			
	イ					
	ウ					
	エ			T	I・P118	12-32-イ, 7-29
	オ					

第29問 ⑥ ×	ア	72.6%	A	T	I・P172	
	イ			T	I・P192	4-27-5
	ウ					
	エ			T	I・P174	
	オ			T	I・P174	
第30問 ⑥ ×	ア	14.9%	C	T	I・P47	
	イ			T	I・P299	
	ウ			T	I・P302	
	エ			T	I・P299	
	オ			T	I・P303	
第31問 ㊦ ⑥ ×	ア	37.9%	C	T	I・P488	
	イ			T	I・P448, 488	
	ウ					
	エ			T	I・P436~437, 491~492	
	オ			T	I・P354・429	
第32問 ㊦ ⑥ ×	ア	33.5%	C			
	イ			T	II・P103	
	ウ			T	II・P111	
	エ					
	オ					
第33問 ⑥ ×	ア	55.6%	B	T	II・P229	21-34-イ
	イ			T	II・P232	
	ウ			T	II・P201	
	エ					
	オ			T	II・P201	
第34問 ⑥ ×	ア	27.4%	C	T	II・P311, 305	
	イ			T	II・P311	
	ウ			T	I・P501	
	エ			T	II・P311, 307	
	オ			T	II・P309	

第 35 問 (過) ×	ア	43.5%	B	T	Ⅱ・P416	
	イ			T	Ⅱ・P416	14-27-1
	ウ			T	Ⅱ・P419	(24-35-ウ)
	エ			T	Ⅱ・P418	24-35-オ, 14-27-3
	オ			T	Ⅱ・P420	8-33-5

3 内容および平成 29 年度の対策

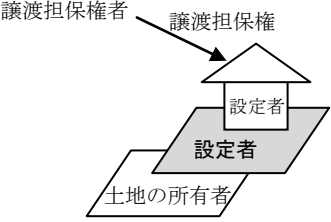
1. 各科目の平成 28 年度の内容および平成 29 年度の対策

注意

平成 28 年度の傾向のみから平成 29 年度の対策を考えず、**近年**の傾向から考える。

科目	分野	平成 28 年度の内容	平成 29 年度の対策
憲法	人権	①判例の要旨（講義で講師が下線を引く箇所）が問われている（第 1 問のエの判例は少し細かい）	①22-2 および 24-1 の全肢の正誤を判断できるレベルで学習しておいたほうが安心 ②新しい判例の対策は重視する必要なし
	国民 主権	①「主権の概念」（第 2 問）というこれまでと違った傾向の出題 ※行政書士試験（平成 12 年度第 6 問）や司法試験（平成 18 年度第 2 問）では問われている	①学者本の最初に書かれている論点（ex. 「形式的意味の憲法とは」「実質的意味の憲法とは」）も、最低限は押さえたほうがいい
	統治	①条文問題の 3 年連続の出題（第 3 問・ウ・オ，27-2，26-2） ②統治で最も良く出る「裁判所（司法権）」からの出題	①条文の音声学習を行う ②条文知識の思い出し方を考える
	学説 問題	①なし ※ 3 年連続（H26～28）	①テキスト掲載の学説の内容，理由および批判は記憶 ∵憲法の学説問題は，民法と異なり，知識がないと正解できないものが多い →それ以外は，（答練・問題集）・模試で問題演習
民法	学説 問題	①なし ※ 2 年連続（H27・28）	①テキスト掲載の学説の内容，理由および批判は記憶 →過去問で出ている学説問題の肢をすべて記憶する必要はない。それより

			も、解法を軸とした演習のほうが効果的。
	総則	<p>①典型論点は代理（第5問）・時効（第6問）が出題 →平成22年度から総則の出題が3問に減少したため、「行為能力、意思表示、代理、時効」でも、出ない論点が2つほどある。近年では、これらのうち時効が最も出ている（H24～28）。</p> <p>②不在者の財産管理人について細かい知識問題（第4問）</p> <p>③考えさせられる事例問題（26-6, 24-5）あり（第6問）。第6問は、ア・イが何を聞いているか気づきにくい。</p>	<p>①これまでどおり（第4問が正解できるレベルまで、手を広げる必要はない）</p> <p>②考えさせられる事例問題が出るのが考えられるので、過去問・答練・模試で事例問題の練習をしたうえで、本試験では総則は最後のほうに解く</p>
	物権 総論	①特筆すべき事項なし	①これまでどおり
	担保 物権	<p>①出題論点 抵当権以外の典型担保（先取特権） 1問 抵当権 3問 譲渡担保権 1問</p> <p>②抵当権（第14問・エ・オ）と譲渡担保権（第15問・ア・ウ・オ）は、細かい判例が増えてきている</p>	<p>①「抵当権以外の典型担保2問、抵当権2問、非典型担保1問」に戻ると思われる</p> <p>②抵当権および譲渡担保権は判例知識を増やす</p> <p>③抵当権・譲渡担保権以外の担保物権はこれまでどおり</p> <p>【押さえておく価値のある譲渡担保の未出の判例】</p> <p>■譲渡担保の法的構成</p> <p>①最判平 5.2.26 譲渡担保の目的物が滅失または損傷した場合に、損害保険から得られる被</p>

		<p>保険利益は、<u>譲渡担保権者と設定者がそれぞれ有する。</u></p> <p>∴近時の判例は、譲渡担保の法的構成について「所有権は譲渡担保権者に移転するが、設定者にも一定の物権は残っている」と考えていると解されているので（判例の正確な位置づけを記憶する必要はない）、譲渡担保権者と設定者に被保険利益が認められたと考えられている。</p> <p>■集合動産譲渡担保の対抗要件</p> <p>②最判昭 62. 11. 10</p> <p><u>集合動産譲渡担保の場合、譲渡担保権者は、一度集合動産について対抗要件（占有改定など）を備えれば、流入してきた動産について1つ1つ対抗要件を備える必要はない。</u></p> <p>■譲渡担保の効力が及ぶ目的物の範囲</p> <p>※下記③④の判例の事案</p>  <p>③最判昭 40. 12. 17</p> <p>借地（賃借権）上の建物に譲渡担保権を設定する場合、<u>設定者が建物を使用するとき、土地の所有者の承諾は不要である。</u></p> <p>∴民法 612 条の賃借権の譲渡または転貸に当たらないからである。抵当権</p>
--	--	--

			<p>と異なり、譲渡担保権は設定時に占有を担保権者に移転することがあるため、土地の所有者の承諾が必要かが問題となる。</p> <p>④最判平 9. 7. 17</p> <p>借地（賃借権）上の建物に譲渡担保権を設定する場合、<u>譲渡担保権者が建物を使用するときは、土地の所有者の承諾が必要</u>である。</p> <p>∵民法 612 条の賃借権の譲渡または転貸に当たるからである。抵当権と異なり、譲渡担保権は設定時に占有を担保権者に移転することがあるため、土地の所有者の承諾が必要かが問題となる。</p> <p>■受戻権</p> <p>⑤最判昭 57. 1. 22</p> <p>譲渡担保の設定者の受戻権は、消滅時効にかからない。</p> <p>∵一定の法律関係に当然に伴う権利であるからである。</p>
	債権	①昨年度と同じく易しい	①難問対策（H26）は不要
	親族	①複雑な事例問題なし	①複雑な事例問題（ex. 26-20）が苦手な方は、事例問題の対策を少し多めにする
	相続	①複雑な事例問題なし	①複雑な事例問題（ex. 25-22, 24-23）が苦手な方は、事例問題の対策を少し多めにする
刑法	出題論点	<p>①これまでどおり出題実績のある論点からの出題</p> <p>②知識を抽象化して、抽象化したものを当てはめられたかが問われている肢もある</p>	<p>①出題実績のないマニアックな論点は、余裕がない場合は捨てる</p> <p>②過去にも知識を抽象化できているかが問われたことはあるので（ex. 27-24-ア～ウ）、単に1つ1つの事例を</p>

		(第 24 問・エ・オ, 第 25 問・ウ・エ)	記憶するのではなく、「視点」(特に保護法益からの視点)を意識して判例・裁判例の知識を増やす
	学説問題	①なし ※12年連続(平成16年度以来なし)	①学説対立をすべて捨てるのは怖い が、過去問で出題された学説(すべてCランク)に絞って、サラッと学習する程度にとどめる
会社法 (商法)	出題論点	①準備していない難問(第28問) ②持分会社についてかなり細かい知識(第32問・1・4・5) ③テキストに掲載されていても、テキストを思い出しにくい出題(第34問, 第35問・ウ・オ)	①第28問・第32問が正解できるレベルまで、手を広げる必要はない
	平成26年改正	①13/45肢(第27問・エ, 第30問・オ, 第31問, 第33問・エ, 第34問)	①来年度以降も改正点は普通に出ると思われるので、改正に対応していないテキストを使っている方は買い替えたほうがいい ②同年度の予備試験の短答問題を解く
	設立	①純粋な設立以外の肢が含まれる(第27問・オ)	①純粋な設立以外の肢が含まれるのは近年の傾向であるため(ex. 27-27-エ・オ, 26-27-イ・オ, 24-27-ア), 今後も続くと思われる
	判例	①第28問・エのみ	①テキスト掲載の判例が少ないなら“少し”判例知識を増やす
	学説問題	①なし ※2年連続(H28・27)	①これまで出題された会社法の学説問題は、知識で対応するのは困難(26-31, 25-32, 22-31)
	商法	①商法総則からの出題(第35問)	①商行為各論まで学習したほうがいい

2. 全肢（少なくとも間違えた問題）とテキスト・過去問を照らし合わせる
現在の実力を測るうえで、これ以上有効な素材はない

4 「できなかった箇所」だけを見ない

「できた箇所」も見る

∴ そうしないと成長しない

- ex1. 直前期に「テキストの読み込み」をやめ、アウトプットをしながらテキストを読んだため、点数が上がった
- ex2. 刑法の苦手意識は克服できた
- ex3. （専業受験生の方）1日の勉強時間が10時間をきることはなかった
- ex4. （兼業受験生の方）1日5～6時間勉強できた

松本雅典（本ガイダンス担当講師）

主な担当講座	基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」	
著書	勉強法 『司法書士5ヶ月合格法』（自由国民社） 『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』（すばる舎）	
	テキスト 『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅰ [総則]』（辰巳法律研究所） 『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅱ [物権]』（辰巳法律研究所） 『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅲ [債権・親族・相続]』（辰巳法律研究所）	
		記述 『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社） 『司法書士 リアリスティック商業登記法[記述式]解法』（日本実業出版社）
	ホームページ 「リアリスティック司法書士試験」 http://realistic-sihousyosikenn.jp/	
	ブログ 「司法書士試験超短期合格法研究ブログ」 http://sihousyosikenn.jp/	
Facebook 松本 雅典 https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7		
Twitter 松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa		

【近日開催ガイダンス】

大阪本校

・本試験詳細分析会（無料）

7月16日（土） 大阪本校 LIVE

13：00～13：15 総評 中山先生

13：20～14：20 午前択一 朝倉先生

14：25～15：25 午後択一 朝倉先生

15：30～16：15 不動産登記（記述） 松本

16：15～17：00 商業登記（記述） 小玉先生

※大阪は事前予約制です（06-6311-0400 までお電話ください）

- ・『司法書士試験 リアリスティック民法』出版記念講演会（無料）
—受験界に新たに登場するテキスト—
7月16日（土）17:30～18:30 大阪本校 LIVE
※大阪は事前予約制です（06-6311-0400 までお電話ください）

東京本校

- ・中上級者こそ基礎からリアリスティックで！（無料）
—リアリスティック一発合格松本基礎講座ガイダンス—
7月17日（日）16:45～17:45 東京本校 LIVE
- ・『司法書士試験 リアリスティック民法』出版記念講演会（無料）
—受験界に新たに登場するテキスト—
7月17日（日）18:00～19:00 東京本校 LIVE

講師レジュメ②・午後択一

辰巳専任講師 朝倉 日出男 講師

【午後択一】

	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
組み合わせ	33 問	29 問	27 問	28 問
個数	1 問	3 問	7 問	2 問
正誤	1 問	3 問		5 問
空欄補充			1 問	
基準点	?	24 問	24 問	27 問

【傾向】

民事訴訟法

出題論点自体は、固定されている。

その中で、一部細かな論点も出題されているが、(第 1 問肢 1 等)、傾向は大きく変化していない。

訴訟の流れを踏まえながら、過去問、テキストをしっかりと学習すること。

民事保全法

過去問、テキストの射程圏内。

条文の読み込みも有益である。

民事執行法

例年通りの難易度。

あくまで、過去問、テキストの学習に留めておくこと。

範囲対効果の悪い科目。

司法書士法

登録・業務・司法書士法人からの出題が今後も見込まれる。

こちらも過去問、テキストで十分対応可能

供託法

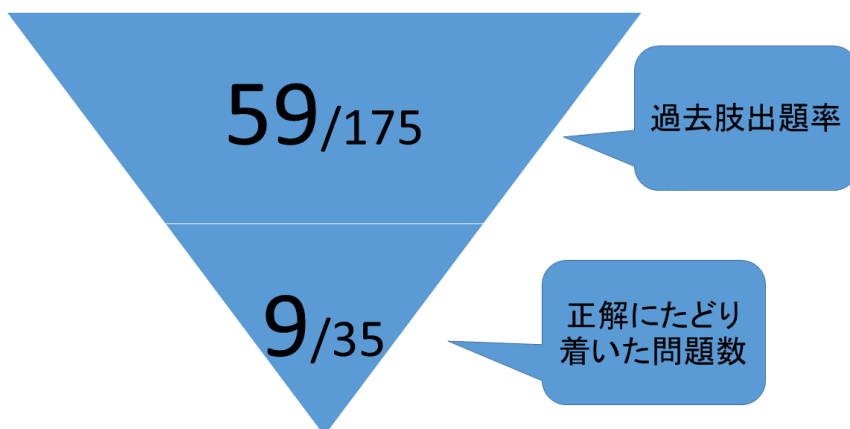
珍しく新規論点が出題された(第 10 問)が、過去問をやっておけば、合格者レベルとは差が付かない。

【対策】

- ・ 過去問だけでは対応できない，＋αを必ずテキストで補充しなければならない。

※過去問だけで対応できた問題数：9問

テキストも含め対応できた問題数：30問（※Asakura ミニmamテキスト）



- ・ 不要なつまり，再度出題可能性の低い論点（肢）は，復習する必要はない。
- ・ 出題形式が変更されていても，本質を見抜くこと（※不登法第21問）
- ・ シンプルな論点は個数問題として出題されやすい（※不登法第26問）
- ・ 登記法は記述から択一へ（第30問肢オ），択一から記述への意識が必要
- ・ 改正論点は手を抜かない，差が付きやすい（第30問肢ウ）

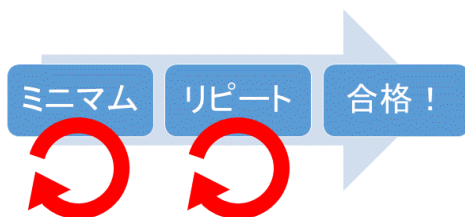
朝倉日出男

(主な担当) 講座	中上級択一講座「択一で逃げ切る講座」
	中上級記述講座「記述で守り切る講座」
	基礎構築&基礎再構築「ミニマムコンプリート基本講座」
ブログ	「司法書士試験 ライジングサン」 http://sihousyosisikennrisingsun.blog.jp/
Twitter	「司法書士試験 ライジングサン」 https://twitter.com/ddgbs103
ホームページ	「司法書士試験総合情報サイト」 http://www.minimumrepeatsihousiyosi.com/

【Asakura ミニマムテキスト】

※「ミニマムコンプリート基本講座」, 「択一で逃げ切る講座」で使用

午後正答問題数 **30** 問 (テキスト+過去問実績)



民法(全P281)
不動産登記法(全P276)
会社・商業登記法(全P281)
憲法(全P102)
刑法(全P103)
民事訴訟法(全P102)
民事執行法(全P40)
民事保全部(全P19)
供託法(全P48)
司法書士法(全P19)

【近日開催無料ガイダンス】

- ・「分厚いテキストが回しきれない人は Asakura ミニマムリピートで！」
～ミニマムコンプリート基本講座・択一で逃げ切る講座・記述で守り切る講座
ガイダンス

7月17日（日） 15：30～16：30 東京本校

7月18日（月・祝）13：00～14：00 大阪本校

- ・「テキストの厚さも講義回数もコンパクト！択一で60問取る講座」
～択一で逃げ切る講座ガイダンス

7月23日（土） 13：00～14：00 東京本校

7月24日（日） 17：30～18：30 大阪本校

7月30日（土） 13：00～14：00 福岡本校

7月31日（日） 13：00～14：00 岡山校

- ・「秋開講で2017年度合格！Asakura ミニマムリピートで基礎から合格する講座」
～ミニマムコンプリート基本講座ガイダンス

7月23日（土） 14：10～15：10 東京本校

7月24日（日） 18：40～19：40 大阪本校

7月30日（土） 14：10～15：10 福岡本校

7月31日（日） 14：10～15：10 岡山校

午後択一に関する参考資料

司法書士 海老澤 毅専任講師

私が午後の択一問題を解いたときの過程を記載しました。条文は後で調べて追記し、※は、問題に対する感想やアドバイスです。ご参考になればと思います。

第1問

「送達報告書」にちょっとドキッ、気にせず読み進め、共同代理のときは、送達はその一人にすれば足りる（民訴102条2項）で正解5。

※ 代理人が数人いる場合に「その一人に対してすれば足りる」というのは、送達に限らず、各種通知などにだいたい共通です。

第2問

先ずアから。相続分の全部を譲渡した者は相続人たる地位を完全に失うので、遺産確認の訴えの当事者適格なし。正しい。

選択肢は1又は2。

次にウ。権利能力なき社団も訴訟当事者能力があり、その社員に総有的に帰属する不動産の所有権登記名義人が第三者である場合に、移転登記を求める当事者適格を有する。社団名義で登記できず、代表者名義で登記しなければならないことは別問題。誤り。

よって2が正解。

第3問

先ずアから。間接事実の自白は、裁判所も当事者も拘束しないから誤り。

選択肢は3, 4, 5に。

イは文章が長いのでウに。裁判所が調査囑託した調査結果を当事者の援用は当然不要で誤り。

よって3が正解。

※ ウの肢で援用の要否について迷ったら、援用が必要だとして援用がなかったらと仮定してみてください。無駄な調査囑託及び調査になってしまいます。

第4問

先ずアから。弁論準備手続の開始は当事者の意見を聴く必要はある（民訴 168 条）が同意はいらないから誤り。

次に、「ビデオテープを検証」の文字が目にはいったのでエに。弁論準備手続でできる証拠調べは書証に限られる（民訴 170 条 2 項）ので誤り。

よって 3 が正解。

第5問

先ずアから。控訴を「棄却」するなんていうことはあり得ない。それに「決定」でもないし（民訴 290 条）。誤り。

次にイ。もちろん正しい（民訴 300 条 1 項）。

まだ正解肢がでないので、続けてウ。控訴の取下げには相手方の同意不要（民訴 292 条は同 262 条 2 項を準用していない）。

よって 4 が正解。

第6問

先ずアから。係争物に関する仮処分命令においては、もちろん解放金の定めができる（民保 25 条 1 項）。誤り。

選択肢は、3、4、5に。

イ及びウは文章が長いので、エに。

債務者を特定しないで発する占有移転禁止の仮処分命令は「不動産」に限られる（民保 25 条の 2 第 1 項）ので、誤り。

残念ながらまだ絞れないが、ウが正しいことは明らかに。イよりオのほうが少し文書が短いし、登記の文字があるのでオに。

登記が後の者が対抗できることはないので誤り。

よって 3 が正解。

第7問

先ずアから。もちろん正しい（民執 143 条）。

次にイ。債権執行は審尋禁止（民執 145 条 2 項）。

選択肢は、3 又は 4 に。ウよりオが短いのでオに。

転付命令できますよ（民執 159 条 1 項）。正しい。

よって 3 が正解。

第8問

先ずアから。その通り（司法書士法 58 条 1 項）。正しい。

次にイ。定款変更の届出は書士会と連合会（司法書士法 35 条 2 項）。誤り。

よって2が正解。

※ 司法書士や司法書士法人が、直接法務局の長に届出を要するものはほとんどありません。

第9問

先ずアから。その通り。正しい。

次にイ。宅地建物取引業法の営業保証供託は、「主たる事務所の最寄りの供託所」に。誤り。

よって3が正解。

第10問

2行のエから。オンライン供託申請のときは、オンライン納付（供託規則 40 条 1 項、20 条の3 第1項）。正しい。

選択肢は4又は5に。ウよりオの方が文章が短いのでオに。

みなし供託書正本の交付請求。もちろんできる（供託規則 42 条 1 項）。誤り。

よって4が正解。

※ オは、ほぼ供託規則 42 条 1 項の条文そのまま、末尾に「できない」として誤りの記述になっています。みなし供託書正本の交付請求ができることを知っていても、条文を読んでいないと、「供託書正本に係る電磁的記録の提供を求めた場合には」といった記述が気になってしまい、正誤判断に迷いが生じるかもしれません。

第11問

アは5行もあるので、とばしてイに。

不法行為に基づく損害賠償額について争いがあるときは、加害者（債務者）自ら算定した額に弁済提供日までの利息を付したものを提供することができ、その受領を拒否されたときは、供託できるので、正しい。

選択肢は2, 4, 5に。

オも3行なので、オに。

譲渡禁止特約付債権が譲渡されたときは、債権者不確知供託できる。正しい。

よって2が正解。

第 12 問

登場人物（A，B，C等）がないオから。

共同申請の場合，登記権利者からでも登記義務者からでも不動産登記法 63 条 1 項による単独申請ができるので，正しい。

選択肢は 4 及び 5 に。イ又はエの検討となるが，イは 4 人（A B C D），エは 2 人（A B）なので，エに。

現在の登記名義人 B との共同申請。誤り。

よって 4 が正解。

第 13 問

もちろんエから。

元本確定の登記は，所有権登記名義人が登記権利者。X が登記権利者とならない。

選択肢は，1，3，5。文章が短く，第 2 欄が「所有権移転の登記」となっているアに。

所有権移転登記の登記権利者は，移転登記を受ける者。X は登記権利者とならない。

残念ながらもまだ正解がでないが，オは検討する必要がなくなる。イよりウの方が文章が短いので，ウに。

地役権範囲縮小なので，承役地所有者が登記権利者。承役地所有者である X が登記権利者。

よって 5 が正解。

※ このようなタイプの問題は，第 2 欄を先に見て，例えばアなら，所有権移転登記なら登記権利者は移転登記を受ける者であることを認識して，ところで X はどっちかなという感じで第 1 欄を読むと速くとけます。

第 14 問

絶対にウは読まずに済ませたいと思いながら，ほぼ 2 行のオに。

登記申請時に代表権があれば登記完了前に代表権を失っても却下されるなんてことはあり得ない（大体そんなこと登記官にわかるはずない！）。誤り。

選択肢は 4 又は 5。エの方が僅かにイより文章が短い「後見登記等ファイル」という文字が目に入ったのでエを嫌い，イに。

委任した法人の代表者の代表権が消滅しても，登記申請代理権は消滅しない。誤り。

よって 4 が正解。

第 15 問

登記上の利害関係人の問題は、甲区の登記については、甲区乙区の登記名義人双方について検討する必要がある場合が多いのに対し、乙区の登記については、ほとんど乙区の登記名義人の検討だけですむので、ウから。

抵当権の処分を受けている者は、当該抵当権の抹消について登記上の利害関係人となる。正しい。

次にエ。賃借権の賃料の減額は、所有権者にとって不利であり、競売代金の減額の可能性があるので、後順位抵当権者（優先同意の登記によって賃借権に劣後する抵当権の抵当権者を含む）は登記上の利害関係人となる。誤り。

よって 2 が正解。

※ このタイプの問題は、絶対に登記記録の全体的な検討などしてはいけません。

第 16 問

一番文章が短いオから。

その通り（不動産登記令 9 条，規則 36 条 4 項）。正しい。

選択肢は 2 又は 4。イに処分禁止の文字が見えたのでアに。

会社分割を原因とする移転登記の登記原因証明情報は、登記事項証明書のほか、元本確定前の根抵当権の場合を除き、分割契約書又は分割計画書の添付を要する。誤り。

よって 4 が正解。

第 17 問

もちろんオから。

そうだといいのですが、伸長されません。誤り。

選択肢は 1，3，4。文章の長さからイの検討。

外国人でも、印鑑登録し市長発行の印鑑証明書を添付することができる。誤り。

よって 4 が正解。

第 18 問

イから。会社法人等番号の提供（不動産登記令 7 条 1 項 1 号）は、同一管轄でも省略できない（規則 36 条参照）。誤り。

次にウ。支配人が登記を申請する場合でも、原則として会社法人等番号の提供を要する（支配人の登記事項証明書を提供了場合は不要となる（規則 36 条 1 項 1 号）。誤り。

よって 3 が正解。

第 19 問

文書が短く、「10年」「分割を禁止」の文字が見えたのでウから。もちろん誤り。

選択肢は2, 4, 5。

次にア。共有者の一人の単独所有とする、または従前と異なる持分とする「価格賠償による共有物分割」は可能であり、この場合の持分の全部又は一部移転登記の原因は「共有物分割」である。

よって2が正解。

第 20 問

先ずアから。敷地権である旨の登記がされた土地の当該敷地権の目的である土地の所有権（共有持分を含む）の移転の登記は、登記原因やその日付にかかわらずすることができない。正しい。

選択肢は1又は2。よってイ及びウの検討は不要。

次にエ。敷地権の登記のされた区分建物のみを目的とする根抵当権設定の登記は、その原因日が敷地権が生じた日より後であっても、敷地権の目的である土地に設定登記されている根抵当権と共同担保となるものであれば、することができる。

よって1が正解。

第 21 問

存続期間経過後を原因日とする地上権移転登記はできないので、イ誤り。

地上権移転の登記は付記登記なので、オ誤り。

よって4が正解。

※ 必要以上に出題形式を工夫するのは問題だと思います。それに、受験生の年代によって、昭和50年と平成28年の間に直ぐに40年以上経過していることを感じる人とそうでない人があるので、イは特に不適切でしょう。

第 22 問

ア、イは第2欄の被担保債権の発生原因からして面倒そうなので、ウから。

一部担保のときは「金銭消費貸借金400万円のうち金200万円」の記載を要するので、申請できない。

選択肢は4又は5。

オの方が数字が少ないのでオに。取扱店の記載可。申請することができる。

よって4が正解。

第 23 問

眺めただけで，5 が正解。

第 24 問

一番文章が短いエから。

特定遺贈の場合は，受遺者が共同相続人の一人でも，原因は「遺贈」。正しい。

選択肢は 2 又は 3。

アの検討。結果的に A→B→C の数次相続となり，中間者一人なので，A から C に直接移転登記できる。誤り。

よって 3 が正解。

第 25 問

先ずアから。書面申請に対する法 23 条の申出は書面（規則 70 条 5 項 2 号）。

選択肢は，3，4，5。

次にイ。登記識別情報失効申出は，通知方法とは関係なくオンライン又は書面（規則 65 条 3 項）。

よって 3 が正解。

第 26 問

ア。請求した者にさらに意見を述べる機会を与える必要はない。誤り。

イ。取消訴訟との関連なし。誤り。

ウ。通知はすべきでしょう（ただし，明確な根拠条文は思い浮かばず。法務局長が相当の処分を命じたときは規定があった（不動産登記法 157 条 3 項）のはわかっていたが。）。
正しい。

エ。仮登記は命ずることができる（不動産登記法 157 条 4 項）。

オ。審査請求期間の制限なし。

よって多分正解 1。

第 27 問

できれば，アとイは読みたくない。

ウから。住所移転後，移転先で非課税変更があったときは非課税。正しい。

次はオ。200 万円の分割譲渡は $200 \text{ 万} \times 2 / 1000$ で 4000 円。

二人共有の 300 万円の権利移転は $150 \text{ 万} \times 2 / 1000$ で 3000 円。合計 7000 円。正しい。

よって 4 が正解。

第 28 問

まずアから。後見人の登記に未成年者の出生年月日は登記されない（商業登記法 1 項）ので、職権は不可。誤り。

選択肢は 3, 4, 5。

次にイ。未成年者登記の申請人は未成年者で、営業許可取消による抹消は法定代理人も申請できる（商業登記法 36 条 1 項, 2 項）。正しい。

よって 3 が正解。

第 29 問

やや短いイから。そのとおり。正しい。

選択肢は 3 又は 4。

次にウ。絶対的記載事項を欠いた定款は認証を受けても効力が生じないので、作り直し。誤り。

よって 4 が正解。

第 30 問

まずアから。本人確認証明書（規則 61 条 5 項）の添付を要するときは、就任の承諾をしたことを証する書面に住所の記載を要する。誤り。

次にイ。権利義務取締役の解任不可。正しい。

まだ絞れないのでウ。婚姻前の氏記録の申出は、記録すべき氏名を証する書面の添付を要する（規則 81 条の 2 第 2 項 1 号）。誤り。

よって 4 が正解。

第 31 問

まずアから。公開会社の第三者割当による有利発行における募集事項の決定は株主総会特別決議（会社法 201 条 1 項, 199 条 2 項, 309 条 2 項 5 号）。正しい。

次にイ。非取締役会設置会社で、譲渡制限株式を第三者割当するときは、割当決定又は総数引受契約につき株主総会特別決議を要する（会社法 204 条 2 項, 205 条 2 項, 309 条 2 項 5 号）。誤り。

よって 5 が正解。

第 32 問

当然エから。剰余金の組入れは株主総会決議によるが（会社法 450 条 2 項）、定時総会でも、臨時総会でも可。誤り。

選択肢は 4 又は 5。イよりオが文章が短いのでオの検討。

減少と増加が同時であり、その結果前後を通じて同額であるだけで、変更しないわけではないので、変更登記を要する。誤り。

よって 5 が正解。

第 33 問

まずアから。会計監査人設置会社である旨の登記は抹消する記号が記録される（商業登記規則 72 条 1 項 4 号）。誤り。

次にイ。「清算株式会社となった時（解散時）」に公開会社であった会社は監査役を置かなければならない（会社法 477 条 4 項）。その後非公開会社になっても監査役設置会社である旨の廃止はできない。正しい。

さらにウ。支配人の登記は会社の解散の登記をしたときは抹消する記号が記録される（商業登記規則 55 条）。また、清算株式会社でも支配人を置くことはできるので、その選任の登記をすることができる。正しい。

よって、3 が正解。

第 34 問

先ずアから。同時退社、加入であれば、「無限責任社員のみとなった場合（会社法 639 条 1 項）」ではないので、種類のみなし変更にはならない。誤り。

次にイ。社員の任期の定めは任意であることから、同一人の任期満了・同時就任のときは変更登記不要。正しい。

さらにウ。有限責任社員でも代表社員となれる。誤り。

よって 4 が正解。

検討した選択肢は、175 個中 75 個ほどでした。

条文のみで解答できるのは、1, 4, 5, 7, 8, 10, 18, 25, 28, 31, 33, 35 問であると認識しました。全部正解だといいいのですが。

第 35 問

一般社団法人で「設立」の文字がアとイにあるのでこれらの肢から。

先ずア。そのとおり（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 301 条 1 項）。正しい。

次にイ。これもそのとおり（一般社団法人等登記規則 3 条，商業登記規則 61 条 2 項）。正しい。

よって 5 が正解。

※ 一般社団法人の設立登記については，設立時社員を発起人に，設立時理事を設立時取締役，理事会を取締役会に置き換えて，株式会社の発起設立と同様であるとして，検討すればよいです。

あなたの熱意 辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8F TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335